

思いですが、だからこそ「頑張ったね」の気持ちに税金をかけるのはちょっとおかしいと思っていたのです。

部長 そうだね。でも、昔は普通に所得税の課税対象となっており、非課税となったのはほんの30年前からだ。

E子 そうなのですね！ 報奨金というと、他にも選手が所属している会社が出した、というニュースを見ますが。

部長 選手が所属する企業からの報奨金は、いわゆる給与所得として所得税が課されるぞ。

E子 まあ、企業としては純粹に選手を応援したいという動機もあるかもしれないませんが、たくさん報奨金を出した！とニュースになれば企業のイメージアップにもなりますものね。

部長 選手と企業という関係とともに、従業員と雇用主、という関係もあるから、まあやむを得ないかな。

E子 ちなみにオリンピック協会って協会への寄付を募ったりしていますね。

部長 オリンピック協会は公益法人なので、法人税では「特定公益増進法人」として、他の寄付金より税務上優遇されているし、個人の所得税上也寄付金控除（所得控除または税額控除）を受けることが可能だ。

E子 そう聞くと、オリンピック協会ってなかなか優遇されているんですね。

部長 せっかくの寄付が税金で目減りしてしまつては、選手のためにならない、という考えがあるのだと思うぞ。

E子 オリンピック協会にはたくさん寄付が集まつたりすると思いますが、協会自身にはどのような税がかかつてくるのでしょうか？

部長 これは私が見たわけではないが、消費税や源泉所得税は対象になつてくると思う。また、法人税もかかつてくるものがあるはずだ。

E子 案外税金と関係があるんですね。

部長 給料など人件費を払えば源泉所得税はかかるし、消費税がかかる要件

を満たす取引があれば消費税もかかる。法人税は、事業内容を「公益事業」と「収益事業」に分けて、収益事業にかかるものについては法人税の課税対象とされる。

E子 オリンピック協会と言えども、事業本来の目的と異なる利益には税金がかかるのは、ある意味健全ですね。

部長 令和5年度の収支予算を見ると、収益事業会計の収益は約50億円、決算概要を見ると約20億円弱の法人税等が計上されている。

E子 それはちょっとおつたまげました！ そんなにあるのですか。

部長 ただ、全体収益150億円弱のうち、受取寄付金は14億円弱だ。

E子 あらら、寄付金はそんなに集まつていないのですね。

部長 そうだね。決算概要はホームページで公開されている。これから選手をどう応援するかを考えるきっかけにするといいぞ。